

広島県公営企業管理規程第六号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十月一日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「小切手」を「小切手等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。